

様

新居浜市監査委員 鴻 上 浩 宣
新居浜市監査委員 杉 本 茂 利
新居浜市監査委員 仙 波 憲 一

定期監査の結果について（提出）

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、令和 4 年 4 月 2 0 日から同年 7 月 1 日までの間、新居浜市監査基準に準拠して実施した定期監査について、同条第 9 項に規定する監査結果に関する報告並びに同条第 1 4 項に規定する措置状況を、次のとおり提出（公表）します。

1 監査の対象及び期間

令和 3 年度に実施した事務事業全般の歳入歳出予算の執行及び関連ある事項について、次のとおりの監査期間をもって監査を実施した。

監査対象部局	監査期間
議会事務局・農業委員会事務局・選挙管理委員会事務局	令和 4 年 4 月 2 0 日から同年 5 月 1 1 日まで
消防本部・消防署	令和 4 年 5 月 1 1 日から同年 6 月 1 日まで
市民環境部	令和 4 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

2 監査を実施した監査委員

鴻 上 浩 宣・杉 本 茂 利・仙 波 憲 一

3 監査等の着眼点

財務及び事務事業の執行等が法令等に基づき正確に処理されているか、効率的かつ効果的（最少の経費で最大の効果）に行われているかを主眼として実施した。

4 監査の実施内容

関係資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取するとともに、前年度の指摘事項等が適正に改善されているかに留意して監査を実施した。

5 監査の結果

令和 3 年度に実施した事務事業の執行については、おおむね適正に処理されているものと認められたが、事務執行の一部において指摘事項が見受けられた。今後においても、さらに適正かつ無駄のないコスト意識を持って、効率的な行財政執行に努め、住民福祉の増進のため努力をされたい。

なお、各部局の主な事務事業、指摘事項及び指摘事項の回答は、次のとおりである。

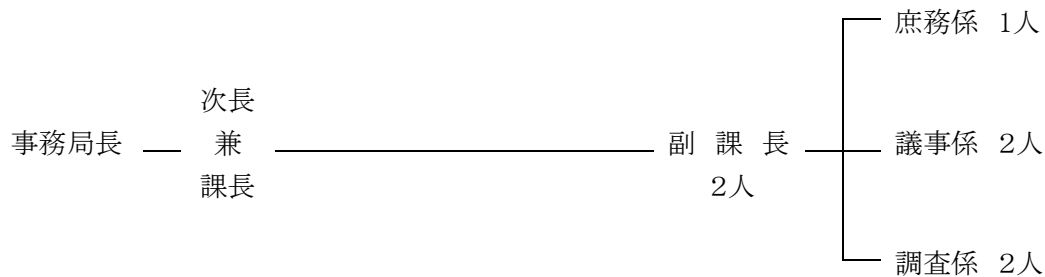
議 会 事 務 局

1 議会事務局の主な事務事業

議事課

- (1) 議長及び副議長の秘書事務に関すること。
- (2) 議員の身分に関すること。
- (3) 議会図書室に関すること。
- (4) 市政の調査に関すること。
- (5) 本会議・委員会・議員全員協議会に関すること。
- (6) 議会の傍聴に関すること。
- (7) 議案の調査及び立案に関すること。
- (8) 請願、陳情等に関すること。
- (9) 議会の広報及び広聴に関すること。

2 職員の配置状況 9人（令和4年4月1日現在）



3 議会の活動状況（令和3年度）

(1) 本会議の開催状況

本会議	会期日数	本会議日数	一般質問日数	一般質問者数	傍聴者数
5月臨時会	1日	1日	0日	0人	2人
6月定例会	18日	5日	3日	10人	21人
9月定例会	18日	5日	3日	11人	60人
12月定例会	17日	5日	3日	11人	32人
2月定例会	25日	5日	3日	12人	69人

(2) 常任委員会・議会運営委員会・特別委員会の開催状況及び活動状況

ア 常任委員会

委員会名	定数	任期	所管事項	開催日数	協議会 開催日数	所管事務 調査日数
企画教育 委員会	9人	1年	企画部（港湾に関する事項を除く）、総務部、出納室、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会の所管に属する事項及び他の常任委員会の所管に属しない事項	11日	1日	0日
市民福祉 委員会	9人	1年	福祉部、福祉事務所、市民環境部、消防本部及び消防署の所管に属する事項	10日	1日	0日
経済建設 委員会	8人	1年	経済部、建設部、上下水道局、農業委員会の所管に属する事項及び港湾に関する事項	8日	1日	0日

イ 議会運営委員会

委員会名	定数	任期	所管事項	開催日数	協議会 開催日数	所管事務 調査日数
議会運営 委員会	7人	1年	(1)議会の運営に関する事項 (2)議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 (3)議長の諮問に関する事項	16日	0日	0日

ウ 特別委員会

委員会名	定数	設置	付議事件	開催日数	協議会 開催日数	付議事件 調査（視 察）日数
都市基盤 整備促進 特別委員 会	8人	R1.6.27	(1)国道11号バイパス、県道及び都市計画道路の整備促進に関する調査 (2)企業誘致（臨海工業用地の確保を含む）に関する調査 (3)大島・荷内沖開発に関する調査 (4)総合運動公園の建設に関する調査	4日	0日	0日
防災・災 害対策特 別委員会	8人	R1.6.27	(1)防災対策に関する調査 (2)大規模災害時における問題調査	4日	0日	0日

委員会名	定数	設置	付 議 事 件	開催日数	協議会 開催日数	付議事件 調査（視 察）日数
地方創生 特別委員 会	8人	R1.6.27	(1)総合戦略に関する調査	2日	0日	0日
決算特別 委員会	23人	R3.9.7	(1)水道事業・工業用水道事業・ 公共下水道事業会計決算の認 定 (2)一般会計・特別会計歳入歳出 決算の認定	5日	0日	0日
予算特別 委員会	24人	R4.3.10	(1)一般会計・特別会計予算 (2)水道事業・工業用水道事業・ 公共下水道事業会計予算	4日	0日	0日

4 指摘事項

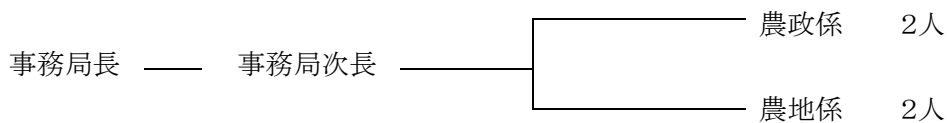
特になし

農業委員会事務局

1 農業委員会事務局の主な事務事業

- (1) 農業委員会の会議に関すること。
- (2) 農地等の利用の集積その他農地等の効率的な利用の促進に関すること。
- (3) 農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供に関すること。
- (4) 農地法その他の法令に基づく農地等の利用関係の調整及び許認可事務に関すること。
- (5) 農地等の調査及び検査に関すること。

2 職員の配置状況 6人（令和4年4月1日現在）



3 農業委員会の開催状況（令和3年度）

会議名	回数	提出議案	可決	否決	保留・継続
総会	13	336	336	0	0
役員会	5	9	9	0	0
計	18	345	345	0	0

4 農地の権利移転状況（令和3年度）

区分	件数	面積 (㎡)		
		田	畑	計
所有権移転	36	19,130.00	23,954.00	43,084.00
賃貸借権移転・設定	4	3,526.00	2,975.00	6,501.00
使用貸借権移転・設定	5	9,478.00	2,061.00	11,539.00
小計	45	32,134.00	28,990.00	61,124.00
合意解約（賃貸借）	10	5,945.00	26,622.00	32,567.00
合意解約（使用貸借）	35	28,173.00	5,161.00	33,334.00
小計	45	34,118.00	31,783.00	65,901.00
合計	90	66,252.00	60,773.00	127,025.00

5 農用地利用集積事業（新農地銀行）の状況（令和3年度）

区分 年度	利用権設定（新規・再設定）									
	3年未満		3～6年未満		6～10年未満		10年以上		合計	
	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)
平成29	19	40,756.46	75	82,843.99	4	6,740.00	0	0.00	98	130,340.45
平成30	11	17,385.00	73	116,137.91	1	1,990.00	1	1,074.00	86	136,586.91
令和元	11	13,159.00	95	157,885.91	0	0.00	3	6,849.00	109	177,893.91
令和2	24	38,219.00	125	174,064.94	2	1,956.00	5	7,666.00	156	221,905.94
令和3	9	10,854.00	77	111,732.00	0	0.00	1	8,061.00	87	130,647.00

区分 年度	年度末現在
	総面積 (㎡)
平成29	516,149.55
平成30	516,517.32
令和元	557,665.98
令和2	575,534.98
令和3	555,897.98

6 農地の転用取扱状況（令和3年度）

用途地域区分	転用区分	件数	面積(㎡)		
			田	畑	計
その他の区域	4条	10	2,415.58	1,762.00	4,177.58
	5条	191	85,337.43	78,163.40	163,500.83
	小計	201	87,753.01	79,925.40	167,678.41

注:4条…農地法第4条による農地の転用

5条…農地法第5条による所有権移転等を伴う農地の転用

7 指摘事項及び回答内容（回答は令和4年5月17日付け）

(1) 農地法第3条第2項第5号に規定する農地の下限面積について

農地の下限面積は、農業委員会が設定し、毎年見直しを行うこととされている。

新居浜市では、農地法施行規則第17条第1項第3号の「定めようとする面積未滿の農地を耕作する者の数が、総数のおおむね100分の40を下らないように算定」という基準に従い、下限面積を令和4年度も30アールに設定している。

しかし、同条第2項では例外として、「農地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて、新規就農を促進するために適当と認められる面積とする。」と規定されている。

新居浜市においても、農家の担い手不足等により遊休農地が増加しているが、農地の下限面積の高さが新規就農を妨げる要因のひとつではないかと考えられる。また、別子山地区や大島地区においては、新規就農も視野に地域おこし協力隊制度を導入しているが、両地域とも農地面積の減少が著しく、就農を希望する協力隊員が30アールの農地を一度に確保することは非常に困難ではないかと思われる。

農地面積の減少等、新居浜市の農業を取り巻く環境の変化等を踏まえ、地域の実情に応じた農地の下限面積の設定について検討されたい。

<回答>

新居浜市の下限面積（別段の面積）の設定につきましては、農地法施行規則第17条第1項各号についての検討を毎年行い、その要件を満たす面積である30アールを下限面積として設定しております。

しかしながら、担い手の不足、遊休農地の増加、及び鳥獣被害の増加などの要因により就農条件が年々悪化していること、また下限面積の高さについても新規就農を妨げる要因であると考えております。

つきましては、同条第2項に規定する「新規就農を促進するために適当と認められる面積」についての検討を行い下限面積の緩和による影響の少ない地区の選定を行うこと等によって一人でも多くの新規就農者の確保に結び付く土壌づくりを推進するため下限面積の見直しについて積極的に検討してまいります。

(2) 事務の効率化について

農業委員会と農水担当課は、行政委員会と行政執行機関という立場の違いはあるものの、「人・農地プラン」をはじめとして、農業政策に係る諸テーマにおいて密接な関係があり、業務においても深いつながりがあるため、これまでも相互連携を行ってきている。

新居浜市の農業においては、担い手不足、鳥獣被害、耕作放棄地などの課題が浮き彫りになる中、今後、農地を守り、新居浜スタイルの農業振興の在り方を検討するに当たり、更なる事務の効率化を図るため、周辺自治体の調査研究を行うとともに、組織機構の見直し等も含め検討されたい。

<回答>

新居浜市農業委員会の上部団体である愛媛県農業会議に農業委員会事務局と市長部局間との併任事務について確認を行ったところ、併任についての禁止規定はないものの、農業委員会は市長への意見提言を行う行政機関であることから、独立した体制を組むことが好ましいとの見解をいただいております。

しかしながら相互連携による業務、施策も数多くあり、兼務、併任による業務遂行上のメリットも考えられますことから、人事担当部局や農政担当課等の関連部署とも協議を行いながら、担当業務の見直し、周辺自治体の調査研究及び組織機構の見直しについて検討してまいります。

(3) 農家台帳システムについて

従前は、農地台帳（一筆台帳）と農家台帳システムの二元管理状態で、記載事項の変更点等は双方へ入力及び記載する二重管理となっていた。これを解消するべく、区切りを設け、区切り以降はシステムへのみ入力するとしていたが、重要事項など事態の経過を追うケースなどの場合は、依然として両方へ入力する実態となっている。このままこの状態が続いていくとすれば、二重の手間をかけ続けることになり不効率である。一筆台帳のデータの移管等、台帳一元化について、その費用対効果を含め検討されたい。少なくとも、一筆台帳への記載が必要になったものに関しては、その機会にその該当農家のデータをシステムへ移していく段階的一元化についても検討されたい。

<回答>

農地法にかかる権利移動等のデータ入力につきましては令和3年9月から、従前の紙ベースである農地（一筆）台帳への記載を原則廃止し、農家台帳システムへの入力へ変更しておりますが、令和3年9月以前からの重要事項等につきましては、農地（一筆）台帳へも併記している現状であります。

農地（一筆）台帳につきましては、昭和27年の農地法施行後の権利移動等の記載がされており、そのデータは膨大でありますことから、システム移行への費用については多額になると思われませんが、データ移行による効果を勘案しながら段階的一元化への可能性を検討してまいります。

選挙管理委員会事務局

1 選挙管理委員会事務局の主な事務事業

- (1) 選挙管理委員会の開催及び庶務に関すること。
- (2) 選挙常時啓発に関すること。
- (3) 選挙人名簿の調製及び保管に関すること。
- (4) 不在者投票に関すること。
- (5) 選挙の執行に関すること。

2 職員の配置状況 4人 (令和4年4月1日現在)

(総務部次長及び総務課長兼務)

事務局長 ————— 事務局次長 ————— 選挙管理係 2人

3 令和3年度に実施した主な事業

(1) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の適正な管理執行

当日有権者数	98,344人
投票者数及び投票率	
(小選挙区)	54,860人 55.78%
(比例代表)	54,846人 55.77%
(国民審査)	54,732人 55.68%
<事業費>	30,176,921円

(2) 明るい選挙啓発ポスター・習字作品募集事業

明るい選挙啓発ポスター・習字作品の募集を市内小学校、中学校、高等学校の児童、生徒へ学校を通じて依頼し、その中から入選作品(60点)を、あかがねミュージアムアート工房展示スペースに展示するとともに、市ホームページへの掲載を行った。

4 指摘事項及び回答内容 (回答は令和4年6月13日付け)

(1) 時間外勤務について

時間外勤務等命令書の一部について、時間外勤務システムへの休憩時間の入力漏れ及び計算用シートの入力誤りによる支給額の過払いが生じている。

また、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査において、会計年度任用職員が期日前投票所の投票立会人に任用されているが、会計年度任用職員の正規の勤務時間に対して時間外勤務手当が支給されている。

内容を確認の上、改められたい。今後はチェック体制を強化するなど適正な事務処理をされたい。

<回答>

時間外勤務システムへの休憩時間の入力漏れ及び時間外勤務時間の入力誤りによる時間外勤務手当の過払いにつきましては、返納等の処理をいたします。

今後は、システム入力後の複数人による確認の徹底等チェック体制を強化し、適正な事務処理を行います。

(2) 一者随意契約の適正な運用について

定期監査指摘事項等においては、これまでも「業務委託等の契約締結に至る過程において、・・・特別な事情がない限りは複数業者からの入札又は見積合わせを行い、一者随意契約の回避に努めるようにしてください。」と指摘しているところである。

令和3年衆議院議員総選挙において、期日前投票所における受付業務など、一者随意契約による業務委託契約が複数件締結されている。衆議院の解散に伴い選挙期日が急遽決定され業務開始までに時間的余裕がないという特別な事情は理解できるが、可能な限り複数業者への見積依頼等を実施するなど、一者随意契約の回避に努められたい。

また、やむを得ず一者随意契約を締結する事案については、その理由を明確に記載されたい。

<回答>

業務委託契約の締結にあたっては、入札又は見積合わせによる適正な事務に努めてまいります。また、やむを得ずに一者随意契約により契約を締結する場合は、その理由や経緯について、地方自治法施行令の規定に該当していることが明確にわかるように記載いたします。

消防本部・消防署

1 消防本部・消防署の主な事務事業

(1) 消防総務課

- ア 消防行政の総合企画に関すること。
- イ 財産管理に関すること。
- ウ 消防統計に関すること。
- エ 消防団事務に関すること。

(2) 警防課

- ア 警防計画に関すること。
- イ 消防法令（火災予防関係及び危険物規制関係を除く。）の執行に関すること。
- ウ 石油コンビナート等災害防止法の訓練指導に関すること。
- エ 災害現場活動の調査に関すること。
- オ 救急及び救助の統制に関すること。
- カ 消防地水利の整備に関すること。
- キ 消防用資機材の整備及び管理に関すること。
- ク 消防用車両の登録及び検査に関すること。

(3) 予防課

- ア 予防業務の総合企画に関すること。
- イ 消防法令の危険物規制に関すること。
- ウ 石油コンビナート等災害防止法（訓練指導に関することを除く。）の執行に関すること。
- エ 消防用設備の設置指導及び統制に関すること。
- オ 火災の原因及び損害の調査報告に関すること。
- カ 火災等の証明に関すること。
- キ 新居浜市火災予防条例の運用統制に関すること。
- ク 高圧ガス保安法の執行に関すること。

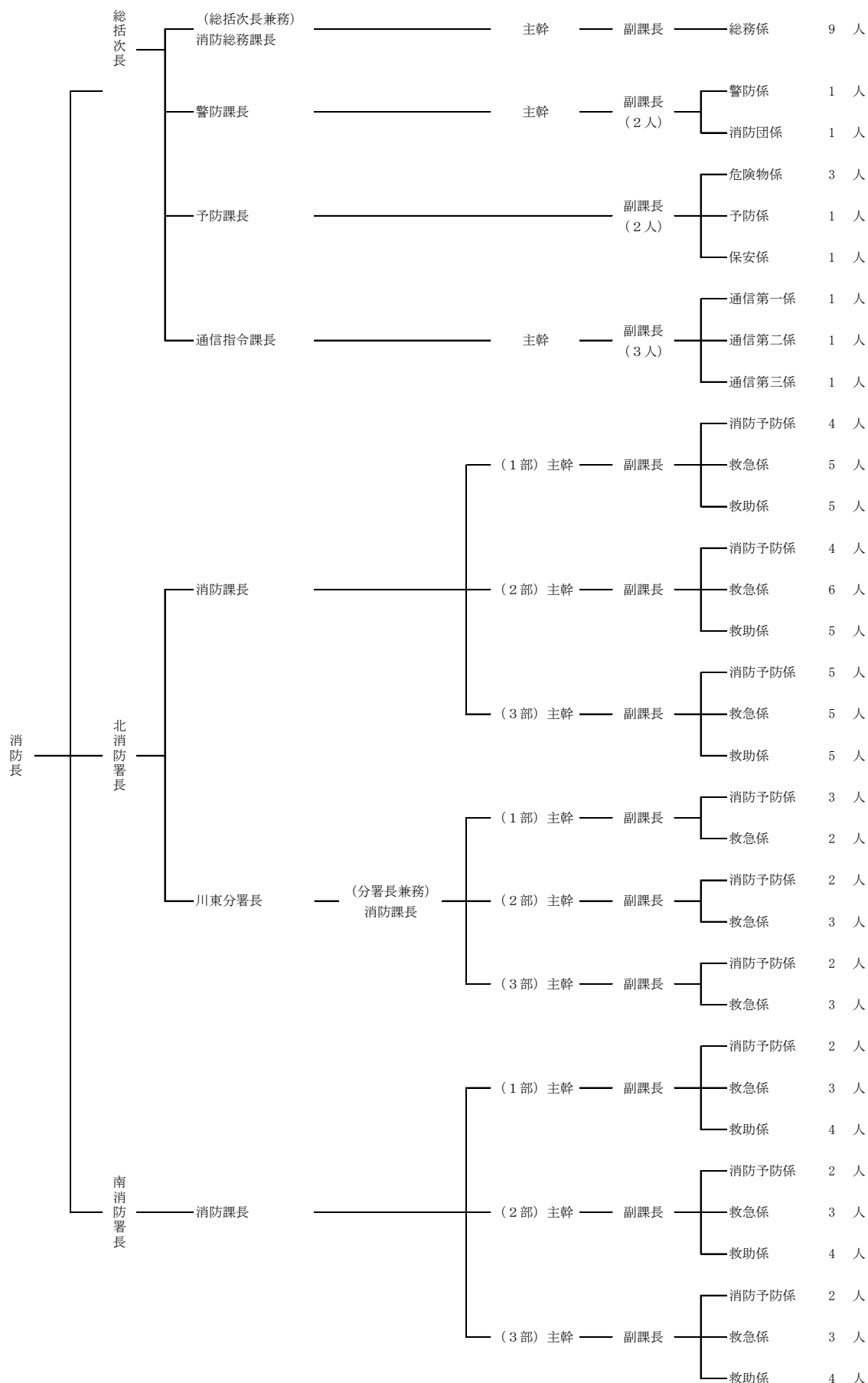
(4) 通信指令課

- ア 消防通信の運用統制に関すること。
- イ 通信施設の統轄管理に関すること。
- ウ 消防救急業務の指令及び誘導に関すること。
- エ 消防情報及び気象情報の集発に関すること。
- オ 無線通信の統轄に関すること。

(5) 北消防署・南消防署

- ア 災害の警戒防御に関すること。
- イ 救急救助業務に関すること。
- ウ 火災予防の普及宣伝に関すること。
- エ 自衛消防隊の訓練指導に関すること。
- オ 水防活動に関すること。

2 職員の配置状況 144人（令和4年4月1日現在） ※併任を含む、派遣を除く。



3 令和3年度に実施した主な事業

(1) 消防分団詰所整備事業

大規模災害時における地域の活動拠点施設として、また地域防災力向上を図るために、消防分団詰所の整備・改修を行い、消防団員が安全・確実・迅速な対応ができるよう施設の管理を行った。災害発生時における消防団の初動体制の迅速化や、災害による被害軽減を図るとともに、地域防災力の向上や消防団員の処遇改善を図ることができた。

<工事内容等>

公共下水道接続工事（神郷分団楠崎詰所）
 中規模改修、屋上防水、外壁改修工事（金子中分団）
 大規模改修、シャワー設置、空調設備改修工事（船木分団）
 外壁屋根塗装工事（中萩分団）

<事業費> 45,618,500円
 【内訳】市 債 34,100,000円
 一般財源 11,518,500円

(2) 消防自動車整備事業

複雑多様化する災害に対処するためには、消防自動車等の計画的な更新、機能の向上及び維持を図ることが必要であるため、最新鋭の消防ポンプ自動車等を更新し、安全・確実・迅速に災害対応を実施することができた。

<事業費> 154,839,060円
 【内訳】市 債 119,400,000円
 国庫補助金 0円
 一般財源 35,439,060円

更新車両等 消防指揮車（支援型IV型）（警防課） 1台
 多目的消防ポンプ自動車（南消防署） 1台
 消防ポンプ自動車（金子中、垣生分団） 2台

4 令和3年中に発生した火災の状況

(単位：件、千円)

月別	件数	損害額	月別	件数	損害額
1	8	15,233	7	2	5,318
2	3	11,599	8	2	470
3	3	732	9	2	400
4	2	0	10	5	1,242
5	3	1,200	11	4	114,640
6	2	0	12	4	27,328
			計	40	178,162

5 令和3年中事故種別救急出場の状況

(単位：件、人)

区分	火災	自然災害	水難	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	その他	計
出動件数	4	0	0	393	32	16	941	23	37	3,323	565	5,334
搬送人員	5	0	0	383	32	15	903	19	25	3,136	502	5,020

6 指摘事項及び回答内容 (回答は令和4年6月14日付け)

(1) 時間外勤務等命令書について

時間外勤務等命令書の一部について、夜間勤務手当の入力誤りによる支給額の過払いが生じている。内容を確認のうえ改められたい。今後は、チェック体制を強化するなど適正な事務処理をされたい。

(北消防署川東分署)

<回答>

時間外勤務等命令書のうち、夜間勤務手当の入力誤りにつきましては訂正いたしました。また、それに伴う夜間勤務手当の支給額の過払いにつきましては、人事課と調整して返金いたします。今後は、職員全員でチェックするなど更なるチェック体制を強化することで、適正な事務処理を行います。

(2) 南消防署庁舎等消防施設の整備について

南消防署庁舎(1979年建設)は、経年劣化が進行していることに加え資機材収納等の占有面積が不足していることから、南消防署庁舎整備計画の策定に向けて協議が進められている。また、川東分署庁舎(1978年建設)も時期を同じく建設されており、両庁舎とも上部支所、川東支所との複合施設である。

消防力整備の基本指針となる消防庁「消防力の整備指針」の基準に照らすと、本市の消防署所数は、将来の人口減少を勘案しても現行の3署体制(市街地区域内人口7~11万人)を維持する必要があると考えられる。また、消防を取り巻く消防社会経済情勢の変化を踏まえ、今後とも住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うするため、消防力の充実強化を着実に図っていく必要がある。

一方、新居浜市公共施設再編計画では、将来の財政負担を軽減するため、公共施設の適正配置と施設保有量の適正化等を基本方針に掲げ、将来費用の30%削減目標とともに床面積も20%超を削減する試算を行っているところである。

このような消防力整備と公共施設再編に関する基本的な考え方を考慮したうえで、消防署庁舎整備計画の策定に当たっては、関係する企画部、市民環境部等とも連携し、上部・川東両支所の将来像も含む総合的な施設整備計画の策定について検討されたい。

また、消防団の組織再編や分団詰所の統廃合についても、前述の基本的な考え方に基つき合わせて検討されたい。

(消防総務課)

<回答>

南消防署庁舎につきましては、経年劣化等の諸課題への対応として昨年度からプロジェクトチームを立上げ大規模改修や新築移転について検討を行っております。今年度は、その検討結果をもとに将来の人口減少や消防を取り巻く消防社会経済情勢の変化を踏まえた部内の最終案を取りまとめ、関係部局と協議を行い、市としての方針決定を目指します。

また、消防団の組織再編や分団詰所の統廃合につきましては、詰所の大規模改修計画に合わせて、関係部局と協議し、市としての方向性の決定を目指します。

(3) 消防団員の確保について

消防団員数は、数年前700名台だったものが、現状669名となっている。さらに、団員への出動報酬が個人支給に改定されることを契機として、より実態数に近づき、数十名の減少が見込まれるとのことである。消防活動並びに災害対応を十分に行うためには、一定のマンパワーが必要である。これまでも、団員の確保策として種々の取組が行われ、今年度から報酬の引上げなど処遇改善が実施された。さらに、機能別消防団員制度も確保に寄与すると思われる。

こういう状況推移の中で、十分な活動のための必要数と正味の実態数の差異を明確にしたうえで、確保目標を設定するなど、正味実態ベースの確保に取り組まれない。また、分団詰所の整備の際には、設備環境面で団員確保に寄与する要素を十分考慮されたい。

(消防総務課)

<回答>

消防団員の確保につきましては、風水害や地震などの大規模な自然災害に対する防災活動のため、可能な限り多くの団員数が必要となることから、機能別団員制度、消防団協力事業所制度、及び未来の消防団加入促進事業などを活用することで団員の確保に努めるとともに、今後の消防団の組織再編等に併せて確保目標の検討を進めていきたいと考えております。

また、分団詰所の整備につきましては、若い世代の確保を目指し、分団詰所の整備に併せてシャワー設置やトイレの水洗化など衛生環境を整備するとともに、団員の要望に基づき電動シャッターを設置し、省力化を実現するなど、今後も団員確保に寄与する要素について十分考慮してまいります。

(4) 消防団員出動報告の適正な運用について

消防団員の出動報告については、令和3年10月から各分団詰所に整備されたパソコン及び通信環境を使用した処理方法に変更され、事務の省力化と正確性向上が図られている。また、消防団員個人への報酬直接支給制度の導入に加え、出動報酬についても、本年4月から新条例を施行し、消防庁が示す標準額を勘案した日額報酬にいち早く改め、消防団員の処遇改善が図られたことは、大いに評価するところである。

一方、パソコンによる出動報告への変更に伴い、消防分団に対する操作方法等の説明会も実施され、改善傾向にはあるものの、未だ、同じ時間帯の中で「警戒」と「訓練」など、同一人で重複する出動報告の事例が散見されるなど、分団による事務取扱いにばらつきがある。

特に、新条例では、「災害」に係る出動報酬においては、2時間ごとで支給金額を増額する区分を設定していることから、出動の始期と終期についてより正確な出動報告が求められる。

出動報酬の過払い、未払いが生じないように、消防団員出動報告の運用について統一的に改善されたい。

<回答>

昨年10月から新たな消防団員の出動報告手続きを開始いたしましたが、出動報告書における入力要領、操作方法、注意点等について再度徹底を図るため、今年5月13日に開催した消防団教養訓練(庶務担当)において、詳細な説明を行いました。また出動報告の重複に対しましては、報告書入力時の注意点や要点についてポイントをまとめた文書を作成し、7月分団長会で通知いたします。

報告書のチェック体制といたしましては、担当者及び管理職2名での確認を徹底するとともに、誤りが発覚した場合は、当該分団に対し改善依頼を行うことで、出動報酬の過払いや未払い防止に向けて取り組みます。

市民環境部

1 市民環境部の主な事務事業

(1) 地域コミュニティ課

- ア 市民活動の推進に関すること。
- イ コミュニティの振興に関すること。
- ウ ボランティア及び民間非営利団体に関すること。
- エ 自治会に関すること。
- オ 協働の推進に関すること。
- カ 国際化に関すること。

(2) 危機管理課

- ア 危機管理に関する施策の総合企画及び調整に関すること。
- イ 地域防災計画に関すること。
- ウ 水防計画に関すること。
- エ 災害対策本部に関すること。
- オ 自主防災組織に関すること。
- カ 国民保護計画に関すること。
- キ 国土強靱化地域計画に関すること。
- ク 防災訓練、防災情報に関すること。
- ケ 地域の防犯活動等の推進に関すること。
- コ 安全面における地域ネットワークづくりに関すること。
- サ 防災センターに関すること。
- シ 交通安全思想の普及に関すること。

(3) 人権擁護課

- ア 人権擁護に関すること。
- イ 住宅新築資金等貸付事業に関すること。
- ウ 人権問題の調査及び指導に関すること。

(4) 男女参画・市民相談課

- ア 男女共同参画施策の総合企画、調整及び調査に関すること。
- イ 男女共同参画施策の推進に関すること。
- ウ 男女平等の意識啓発に関すること。
- エ 女性団体の育成に関すること。
- オ 女性センター及び働く婦人の家に関すること。
- カ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援に関すること。
- キ 計量に関すること。
- ク 市民相談に関すること。
- ケ 消費生活センターに関すること。

(5) 市民課

- ア 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録等の諸届並びに証明に関する事。
- イ 個人番号カードの交付に関する事。
- ウ 公的個人認証サービスに関する事。
- エ 自動車臨時運行の許可に関する事。
- オ 人口動態の調査に関する事。
- カ 在留関連事務及び特別永住許可事務に関する事。
- キ 川東支所及び上部支所に関する事。
- ク 住居表示に関する事。
- ケ 国民年金に関する事。
- コ 船員法の事務に関する事。
- サ 市税に係る諸証明の発行に関する事。
- シ 一般旅券の発給申請受理及び交付等に関する事。

(6) 環境エネルギー局 カーボンニュートラル推進室

- ア 環境に関する施策の総合企画及び調整に関する事。
- イ 地球温暖化対策の推進に関する事。
- ウ 再生可能エネルギー等の普及及び導入促進に関する事。
- エ 環境に関する審議会等の運営に関する事。
- オ 市民環境活動の促進に関する事。
- カ 環境マネジメントシステムに関する事。

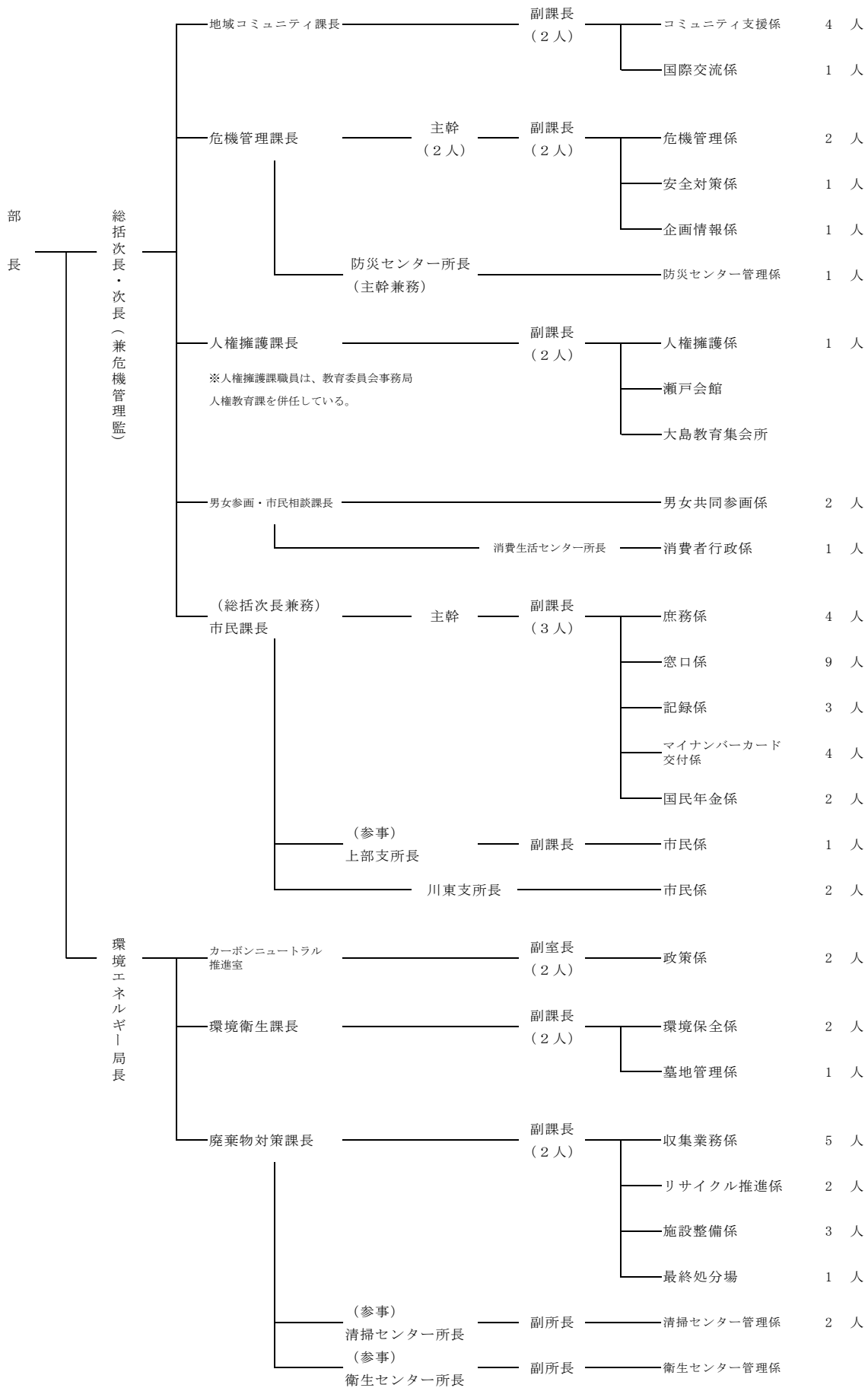
(7) 環境エネルギー局 環境衛生課

- ア 生活環境の保全及び指導に関する事。
- イ 墓地に関する事。
- ウ 犬の登録、野犬対策並びにねずみ族及び昆虫の駆除に関する事。
- エ 犬又は猫の引取り及び引取申出書の受付に関する事。
- オ 公営葬儀及び火葬場に関する事。

(7) 環境エネルギー局 廃棄物対策課

- ア 一般廃棄物処理計画に関する事。
- イ ごみの分別収集に関する事。
- ウ ごみの減量及びリサイクル推進に関する事。
- エ 一般廃棄物（ごみ）処理業の許可及び指導監督に関する事。
- オ まち美化の推進に関する事。
- カ 産業廃棄物（市長が定めたものに限る。）の指導及び調査に関する事。
- キ し尿の収集に関する事。
- ク 浄化槽設置整備事業補助金に関する事。
- ケ 一般廃棄物（し尿）処理業及び浄化槽清掃業の許可並びに指導監督に関する事。
- コ 一般廃棄物処理施設の整備に関する事。
- サ 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事。
- シ し尿及び浄化槽汚泥の共同処理に関する事。

2 職員の配置状況 94人（令和4年4月1日現在） 注 育児休業等含む。



3 令和3年度に実施した主な事業

(1) 地域づくり促進事業

住民主体のまちづくりと持続可能な暮らしを実現するため、宮西校区、中萩校区をモデル地区とし、令和3年度、4年度の2年間で地域運営組織を設立するための準備会を立ち上げた。地域内の様々な団体が連携協力するとともに、地域をよく知る住民が中心となり、地域課題の解決に向けて取り組むことができた。

<事業費> 1,178,286円

(2) 男女共同参画推進事業

新居浜市男女共同参画計画に基づき、男女共同参画社会づくりに全市民的、全庁的に取り込む総合調整、調査研究及び男女平等の意識啓発を促進するため、男女共同参画推進週間（8月1～7日）の実施、市政だより（7月号・8月号）への掲載、新居浜市女性活躍等推進事業所の認証等を行った。

男女がいきいきと活動できる男女共同参画社会の構築のため、男女共同参画計画のより一層の推進を図り、また男女共同参画推進条例に基づき、女性の社会参画への意識改革を進めることができた。

<事業費> 252,446円

(3) 自主防災組織活性化事業

地区（校区）単位の18自主防災組織のうち7組織を対象に、1組織当たり300千円を上限に地区防災計画の作成への取組み、防災力向上のための資機材整備等に要する費用に対する補助を行い、自主防災組織の地区の特性に応じた防災活動を内容とする地区防災計画の作成や、整備した資機材を使用し、地域の実情に合った防災訓練を行うことができた。

<事業費> 2,100,000円

【内訳】 自主防災組織活性化支援事業補助金

2,100,000円（7組織×300,000円）

(4) 省エネ・新エネ設備導入支援事業

ZEH、家庭用蓄電池を導入した者に対し補助金を交付することにより、地球環境への負荷が少ない低炭素社会の実現に寄与するとともに、環境保全意識の高揚を図ることができた。

<事業費> 9,995,000円（ZEH13件、蓄電池74件）

(5) 電動アシスト自転車購入支援事業

電動アシスト自転車を購入した者に対し補助金を交付することにより、温室効果ガスの排出抑制による地球温暖化対策の推進及び高齢者ドライバーの免許返納促進を図ることができた。

<事業費> 2,831,000円（免許返納者32件、その他83件）

(6) 新居浜市斎場施設整備事業

火葬棟大規模改修工事及び待合等大規模改修工事を行い、施設の大幅な延命化やバリアフリー化への対応等利便性の向上が図られた。

＜事業費＞	火葬棟大規模改修工事	140,286,000円
	【内訳】 現年分	51,560,000円
	逓次繰越分	88,726,600円
	待合棟大規模改修工事	207,838,510円
	【内訳】 建築工事	95,579,000円
	電気工事	28,864,000円
	機械工事	46,156,000円
	屋上防水改修工事	37,239,510円

(7) ごみ減量化推進事業

ごみ減量推進を目的に、生ごみ処理容器等普及啓発、レジ袋の削減推進を実施することにより、3R（リデュース、リユース、リサイクル）推進によるごみの減量を図った。レジ袋削減推進については、事業者及び市民団体等と協定を締結し、レジ袋の削減、マイバッグの持参推進について啓発を行っている。生ごみ処理普及啓発については、平成21年度から家庭における生ごみ処理方法の紹介、生ごみ減量講習会の実施等啓発活動を行っている。また、令和元年度からは、新居浜市「おいしい食べきり運動推進店」登録制度を実施し、食品ロス削減に向けた啓発を行った。

※参考 段ボールコンポスト普及個数 521個、講習会開催数 18回

生ごみ処理容器等補助申請基数 コンポスト42基、密閉式処理容器6基、
電気式生ごみ処理機 18基

新居浜市「おいしい食べきり運動推進店」登録数 6店舗

＜事業費＞ 1,434,500円

(8) ごみ収集事業

ごみの減量や資源化を図りつつ、衛生的な生活環境を維持するため、生活系ごみについて、燃やすごみ、不燃ごみ、布類、プラスチック製容器包装、びん（色別）、缶、ペットボトル、古紙類及び有害ごみの分別による定期収集を実施した。業務委託により23,619tの家庭ごみの定期収集を行い、うち古紙・布類1,468tを直接資源化し、容器包装プラスチック1,052t、ペットボトル224t、びん・缶類965t等の資源ごみを清掃センターに搬入し、中間処理による資源化の推進を図った。

＜事業費＞ 290,350,511円

【内訳】

可燃ごみ収集業務委託	138,309,600円
びん・缶・有害ごみ収集業務委託	47,368,200円
古紙類収集業務委託	35,042,370円
プラスチック製容器包装収集業務委託	24,663,408円
ペットボトル収集業務委託	12,975,600円
不燃物・布類収集業務委託	16,566,000円
別子山地区ごみ収集業務委託	8,052,000円
大島地区ごみ収集業務委託	5,918,000円
缶収集用網袋等消耗品等	1,455,333円

(9) 清掃センター施設整備事業

プラント内各設備の定期点検整備（法定、自主）、定期補修及び建築・建築設備の整備を実施し、施設の機能低下及び不具合を未然に防止するとともに、施設の適正な維持管理ができるよう、廃棄物処理施設の長期整備計画の推進を図り、適正で安定的なごみ処理を行うことができた。

<事業費> 471,912,010円

(新居浜市清掃センターペットボトル選別圧縮機械設備工事 他)

(10) 菊本最終処分場長寿命化事業

菊本最終処分場は、平成20年4月から15年の計画で供用を開始したが、処理方法の変更や埋立対象廃棄物の見直しにより、計画を大幅に上回る供用が可能となっており、遮水工（箱型鋼矢板）の腐食が進んでいるため、延命化対策工事を行い、施設の延命化を図ることができた。

<事業費> 172,027,000円

(11) 衛生センター施設整備事業

安定したし尿処理設備機器の運転を行うため、点検整備事業で定期的な点検、部品交換、給油等を実施し、設備機器の構造を常に良好な状態に維持することができた。また、老朽化してきた設備について修繕整備を行い、施設の延命化を図ることができた。

<事業費> 9,515,000円

4 使用料、手数料の調定収入状況

ア 一般会計

(単位：円)

区 分	調 定 額	収入済額	収入未済額
自動販売機設置使用料 (自治会館)	43,817	43,817	0
女性総合センター使用料	865,116	865,116	0
自動販売機設置使用料等 (女性総合センター)	21,816	21,816	0
戸籍謄(抄)本手数料	17,506,100	17,506,100	0
住民票関係手数料	16,037,100	16,037,100	0
印鑑証明手数料	7,748,400	7,748,400	0
印鑑登録手数料	909,900	909,900	0
その他証明手数料	432,900	432,900	0
個人番号カード再交付手数料	35,200	35,200	0
自動車臨時運行許可手数料	195,750	195,750	0
船員手数料	62,830	62,830	0
計量検査手数料	192,430	192,430	0
葬祭施設使用料	438,880	438,880	0
葬具使用料	3,118,720	3,118,720	0
墓地使用料	1,470,000	1,470,000	0
自動販売機等設置使用料 (斎場)	230,094	230,094	0
畜犬登録手数料	4,075,250	4,075,250	0
し尿処理手数料	4,099,854	4,046,240	53,614
ごみ処理手数料 (廃棄物対策課)	208,000	208,000	0
ごみ処理手数料 (清掃センター)	126,091,600	126,091,600	0
自動販売機設置使用料 (清掃センター)	71,875	71,875	0
衛生センター手数料	2,711,930	2,711,930	0
自動販売機設置使用料 (衛生センター)	29,045	29,045	0

(単位：円)

	区 分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
平尾 墓園	墓園使用料	15,506,000	15,506,000	0	0
	管理手数料	7,362,900	7,215,520	0	147,380

5 指摘事項及び回答内容 (回答は令和4年8月4日付け)

(1) 自動販売機設置に係る使用料について

新居浜市斎場の自動販売機設置に係る使用料について、令和4年3月分の請求額（納入通知書額）に誤りがあるものが見受けられる。内容を確認の上、改められたい。今後はチェック体制を強化するなど適正な事務処理をされたい。

(環境衛生課)

<回答>

指摘の件については、請求事務処理を完了いたしました。今後は、請求事務処理に際しましては納入通知書等関係書類のチェック体制を強化いたします。

(2) 時間外勤務について

時間外勤務等命令書の一部について、時間外勤務システムへの入力誤りによる支給額の過少払いが生じている。内容を確認の上、改められたい。今後はチェック体制を強化するなど適正な事務処理をされたい。

(環境衛生課)

<回答>

内容を確認し、過少払いが生じていた1件については、追給処理を完了いたしました。今後は、入力前後に、時間外勤務命令書のダブルチェックすることを徹底するなど、確認体制を強化いたします。

(3) 市民サービスのデジタル化推進と上部・川東支所の将来計画について

新居浜市公共施設再編計画では、公共施設の適正配置と施設保有量の適正化、将来費用の30%削減を基本に、上部・川東両支所についても、「コンビニでの証明書交付等、条件整備がされた場合は、廃止検討」することが示されている。

コンビニ交付の前提となるマイナンバーカードの交付率は、47.8%（令和4年6月現在）まで向上し、住民票等のコンビニ交付率も10%近くを占める状況になっている。今後においても、市民サービスのデジタル化を更に推進し、行政負担の軽減と市民の利便性向上を図る必要がある。

現在、消防本部において南消防署及び川東分署庁舎の整備計画策定を進めており、複合施設となる上部・川東両支所の将来計画についても、関連する企画部、消防本部等と連携し検討されたい。

(市民課)

<回答>

今年度から、国のデジタル田園都市国家構想推進交付金を活用した移動型の行政サービスの実装を予定いたしており、今後、デジタルを活用した市民サービスを実装する中で、市民のニーズ等も踏まえながら支所業務の効率化や見直しを進めてまいります。

上部・川東両支所の将来計画については、今後、施設整備等の方向性について、関連する企画部、消防本部等と連携しながら検討を進めてまいります。

(4) 特殊詐欺対策電話機等設置支援事業の利用促進について

本事業は、65歳以上の高齢者世帯に対して、特殊詐欺対策電話機等設置経費の2分の1、上限1万円を補助するもので、令和3年度から新たに開始した事業であるが、昨年度の本事業を活用した電話機設置件数は、予定件数100件に対し実績が20件と、著しく低調である。

愛媛県内における特殊詐欺被害額は、令和2年9,158万円、令和3年2億4,409万円と大幅に増加しており、本市においても特殊詐欺被害から高齢者を守るため、その対策は急務である。

本事業の検証を早急に行い、制度設計等の見直しも含め、更なる利用促進について検討されたい。

(男女参画・市民相談課(消費生活センター))

<回答>

振り込み詐欺や悪質な電話勧誘等の消費者被害を未然に防止するためには、特殊詐欺対策機能が付いた電話機等の設置が有効であることを高齢者に浸透させるために、関係機関と連携しながら周知するとともに、補助事業につきましても、一層の啓発を図ってまいります。

また、補助を受けられた方を対象にアンケートを実施していることから、今後、事業の検証を行い、より多くの市民が利用できるよう、検討してまいります。

(5) 三墓地(真光寺、土ヶ谷、黒岩墓地)の適正管理について

平尾墓園では、使用者調査の成果をもとに令和元年度から管理料の再徴収を開始しており、三墓地についても、基本方針に基づき令和2年度から精力的に墓地台帳の調査を進めているところであるが、令和3年度の墓地管理費は、平尾墓園約1,850万円、三墓地約936万円を支出しており、負担の公平性からも、三墓地についても管理料を徴収する必要があると思われる。

三墓地の使用者調査や墓地台帳の整備に当たっては、管理料徴収の考え方を整理の上、具体的な目標等を設定し計画的な事業実施について検討されたい。

また、近年、墓地所有に関する意識や考え方に変化が見られ、市営墓地が設置された時代とは異なってきていることから、今後、この情勢変化に応じた対応判断も必要となる。

特に、三墓地に関しては、墓地使用者の本籍情報がなく追跡調査が難しいことや、墓地が傾斜地であることから一定の整備には多額の費用を要し、その回収は困難が見込まれる。

これらのことも考慮し、三墓地の運営については、使用判明者への行政サービスの提供と管理料の徴収は確実にしつつも、総務省の指針等も参考に、より経済的かつ現実的な対応についても検討されたい。

(環境衛生課)

<回答>

三墓地につきましては、令和2年度から使用者調査及び墓地使用者台帳整備を開始し、令和2年度と令和3年度に土ヶ谷墓地の使用者調査が完了し、令和4年度～令和6年度で真光寺墓地及び黒岩墓地の使用者調査（約1,750区画）を計画しております。

現状では、調査を完了した土ヶ谷墓地の使用者判明率が50%台に留まるなど、平尾墓園の使用者判明率には遠く及んでいない状況です。

今後の三墓地の管理料徴収につきましては、墓地台帳等において、真光寺墓地及び黒岩墓地についても使用者判明率は芳しくないと思われませんが、使用者調査結果、墓地使用者台帳整備状況（墓地承継許可手続完了事案数）、使用者判明率、費用対効果を総合的に判断し、公平な管理料の設定と徴収方法、時期等について、経済的かつ現実的な制度設計を検討してまいります。

(6) 旧廃棄物処理施設等について

旧清掃センターなど旧廃棄物処理施設に関しては、その撤去・土地活用について調査研究を進めるとともに、適正な管理を継続するとしているが、今後も管理費用がかかり続け、老朽化が進めば、応急対応に更なる非生産的費用が発生する。

この負の遺産を維持し続けることは不経済かつ不適切であるが、一挙に処理する場合は巨額となり、また、分割処理の場合は期間を要し、総額は増加する。

その処理範囲も、完全撤去処理か許容される最小限範囲とするか、市政の中長期計画において、大型建設案件などの重要要素を踏まえ、これらの撤去処理も併せて勘案されるべきである。

問題意識を持ち、調査研究を行っているが、一歩進めて、現段階での中間整理を行い、庁内での課題の共有化を図られたい。

また、廃止した大島火葬場及び別子山火葬場についても、同様に検討を進められたい。

(廃棄物対策課、環境衛生課)

<回答>

供用が終了した旧清掃センター、旧最終処分場及び衛生センターについては、法規に即した維持管理が必要な建物や設備が残っていますが、施設管理の工夫により、受電の変更・廃止、浄化槽廃止、防火管理区域の見直しなど、維持管理費の抑制を計画的に進めております。

これらの施設は、完全廃止、撤去、跡地利用を進める必要があると認識しておりますが、巨額の経費を必要とし、廃棄物処理施設の今後の在り方とも関係するなど、大きな課題があることから、長期総合計画に位置付け、それぞれ調査・検討を進めているところです。

今後、更に検討を深めるためには、専門的な調査も必要ですが、現時点で実施している調査検討内容を精査し、整理、とりまとめを行い、庁内での課題として共有化を図ってまいります。

(廃棄物対策課)

廃止した旧大島火葬場及び旧別子山火葬場につきましては、いずれも、施設に使用されている資材の特殊性等から、解体撤去には多額の費用がかかること、また現時点において跡地利用が決定していないことなどから、今のところ解体撤去等の計画がなされていません。

今後におきましては、庁内での施設等の情報共有化を図り、売却等を含め、跡地利用の計画及び解体撤去を検討してまいります。

(環境衛生課)

(7) 審議会等への女性の参画促進について

審議会等の女性の割合は、現状32%で数年前からは微増しているが、目標とする50%までには、まだまだというところである。これまでも、委員候補となる女性のすそ野拡大や託児対応及び開催時間の工夫など、環境整備の取組を行ってきた。更に、女性人材バンクを作る取組が行われ、36名の登録状況となっている。この取組は大変有効と考えられるが、今後いかに充実させていくかが焦点となる。経済分野や教育分野をはじめとして関係部所とより緊密に連携し、この人材バンクの拡大充実を図りたい。

(男女参画・市民相談課)

<回答>

第3次新居浜市男女共同参画計画における令和12年度の数値目標である50%達成に向けて、令和3年3月1日に全面改正された「新居浜市審議会等への女性登用促進要綱」に基づき、審議会等への女性のプラスワンの取り組みを行います。そのために、女性人材バンクへの幅広い分野からの登録による増員及び市内での周知に努め、各課所において積極的に活用できるようにいたします。